

会社名: <b>有限会社 ホリケン</b>		承認	承認	承認	承認	承認	承認
<b>第129回ホリケン合同勉強会兼安全衛生協議会</b>							
議事録							
実施年月日	2023年03月03日	議事録作成者		山崎 雄貴			
責任者	堀 峰也	出席者		別紙参照			
1	安全衛生委員会について.pdf	25分	2	新規入場者教育について.pdf	25分		
	委員会設置の目的			新規入場者教育とは・・・			
	労働災害防止の取り組みは労使が一体となって行う必要があります。そのためには、安全委員会や衛生委員会において、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策などの重要事項について十分な調査審議を行う必要があります。			建設工事現場に作業員が初めて入場する際に行われる教育のことです。建設工事では、新規に入場した関係請負事業者が現場に関する知識・情報が十分に無いまま作業を行うことによる被災率が高い傾向にあるため、事前に現場の状況・現場独自ルール・安全作業に必要な事項などを教育することが決められています。			
	安全委員会又は衛生委員会を設置しなければならない事業場			新規入場者教育の設置基準			
	安全委員会・・・① 常時使用する労働者が50人以上の事業場で、次の業種に該当するもの林業、鉱業、建設業、製造業の一部の業種(木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業)、運送業の一部の業種(道路貨物運送業、港湾運送業)、自動車整備業、機械修理業、清掃業			① 関係請負事業者が請負工事を開始するとき			
	② 常時使用する労働者が100人以上の事業場で、次の業種に該当するもの製造業のうち①以外の業種、運送業のうち①以外の業種、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具・建具・じゅう器等卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業			② 関係請負事業者が施工中の現場に加わり、その作業所に初めて入場するとき			
	衛生委員会・・・常時使用する労働者が50人以上の事業場(全業種)			教育内容の例			
	① 毎月一回以上開催すること。			① 作業所の安全衛生計画の内容の伝達(工事概要等)			
	② 委員会における議事の概要を労働者に周知すること。			② 作業員が混在し作業を行う場所の状況			
	③ 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存すること。			③ 作業員に危険の生ずる場所の状況			
				④ 混在作業場所において行われる作業相互の関係			
				⑤ 担当する作業内容と労災防止対策			
				⑥ 安全衛生に関する規定 (厚生労働省 元方事業者による建設現場安全管理指針)			
			3	動画閲覧	5分		
				安全衛生のポイント			